

注 記 事 項

(基盤技術研究促進勘定)

I. 重要な会計方針

1. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建	物	8	～	18	年
車	両			6	年
工	具	2	～	15	年

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、各期の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生期から費用処理することとしております。

3. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法(定額法)により評価しております。

4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による低価法により評価しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年3月末利回りを参考に0.400%で計算しております。

(2) 国又は地方公共団体からの出向職員の機会費用

引当外退職給付増加見積額には、国又は地方公共団体からの出向職員に係る見積額が含まれております。

国又は地方公共団体からの出向職員に係る見積額

171,910円

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II. キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,221,226,954円
定期預金	△ 1,190,648,000円
資金期末残高	30,578,954円

III. 有価証券関係

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:円)

区分	期末日における 貸借対照表計上額	期末日における 時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	7,398,091,257	7,454,770,000	56,678,743
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,599,661,240	2,596,390,000	△ 3,271,240
合計	9,997,752,497	10,051,160,000	53,407,503

2. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(単位:円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	900,000,000	7,100,000,000	2,000,000,000	-
地方債	900,000,000	-	800,000,000	-
社債	-	900,000,000	-	-
その他	-	6,200,000,000	1,200,000,000	-

IV. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債及び政府保証債等のみを保有しており株式等は保有しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,221,226,954	1,221,226,954	-
(2)未収金	105,549	105,549	-
(3)有価証券及び投資有価証券(満期保有目的債券)	9,997,752,497	10,051,160,000	53,407,503
(4)未払金	(1,309,411)	(1,309,411)	(-)

(注1) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)未収金及び(4)未払金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。

V. 退職給付関係

退職給付関係については、法人単位注記事項に記載しております。

VI. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII. 資産除去債務関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

VIII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

IX. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号)第173条の規定に基づき、当機構は平成27年4月1日に名称を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に変更しております。